

法律第六十七号）第二百五十二条の十

九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が職業能力開発短期大学校、職業能力開発学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校（次項及び第十六条第二項において「職業能力開発短期大学校等」という。）を設置する場合には、当該指定都市を、市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。以下この項において同じ。）が第一項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、その設置する同項各号に掲げる施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）内において行うほか、国にあつては職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練を、都道府県にあつては厚生労働省令で定める要件を参照して条例で定める職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることとして行うことができる。

4 公共職業能力開発施設は、第一項各号に規定する職業訓練及び第二項に規定する援助（指定都市が設置する職業能力開発短期大学校及び市町村が設置する職業能力開発校に係るものを除く。）を行うほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 開発途上にある海外の地域において事業を行う者に当該地域において雇用される者又は現に当該訓練を担当している者に対して、必要な技能及びこれに関する知識を習得

させるための訓練を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、職業訓練その他の法律の規定による職業能力の開発及び向上に関し必要な業務で厚生労働省令で定めるものを行うこと。

（平四法六七・追加 平九法四五 平一一法一六〇 平一八法八一 平三三法三七 平二六法五二 平二七法七一 一部改正）

第十五条の八 国が設置する公共職業能力開発施設を行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めることにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

（平一四法二七〇・追加 平二七法七二・一部改正）

第十六条 国は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を設置し、都道府県は、職業能力開発校を設置する。

2 前項に定めるもののほか、都道府県及び指定都市は職業能力開発短期大学校等を、市町村は職業能力開発校を設置することができる。

3 公共職業能力開発施設の位置、名称その他運営について必要な事項は、国が設置する公共職業能力開発施設については厚生労働省令で、都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設については条例で定める。

4 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。

5 公共職業能力開発施設の長は、職業訓練に関し高い識見を有する者でなければならぬ。

（昭五三法四〇・全改 昭六〇法五六 昭六二法四一 平四法六七 平六法三八 平九法四五 平一一法四七 平一一法六〇 平一四法三五 平一四法一六五 平三三法二六 平三三法一〇五 平二六法五二 平二七法七二 一部改正）

職業能力開発校 一五の七①、職業能力開発短期大学校 一五の七①、職業能力開発促進センター 一五の七①、障害者職業能力開発校 一五の七①

（名称使用の制限）
第十七条 公共職業能力開発施設でないもの（第二十五条の規定により設置される施設を除く。）は、その名称中に職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校という文字を用いてはならない。

（昭六〇法五六・追加 昭六二法四一 平四法六七 平九法四五 一部改正）

③ 公共職業能力開発施設 一五の七①
④ 職業能力開発短期大学校 一五の七①
⑤ 職業能力開発学校 一五の七①
⑥ 職業能力開発促進センター 一五の七①
⑦ 障害者職業能力開発校 一五の七①

（国、都道府県及び市町村による配慮）
第十八条 国、都道府県及び市町村は、その設置及び運営について、公共職業能力開発施設が相互に競合することがなくその機能に十分に發揮することができるよう配慮するものとする。

2 国、都道府県及び市町村は、職業訓練の実施に当たり、関係地域における労働者の職業の安定及び産業の振興に資するように、職業訓練の開始の時期、期間及び内容等について十分配慮するものとする。

（昭五三法四〇・全改 昭六〇法五六 平四法六七 一部改正）

③ 公共職業能力開発施設 一五の七

第十九条 公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準（都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあつては、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準）に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。

2 前項の訓練課程の区分は、厚生労働省令で定める。

3 都道府県又は市町村が第一項の規定により条例で定めるに当たつては、公共職業能力開発施設における訓練の回数については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については同項の規定する厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

（昭六〇法五六・追加 平四法六七 平一一法二

これに相当するサービス、施設介護サービスに係る指定施設サービス等、特別施設介護サービスに係る施設サービス、介護予防サービスに係る指定介護予防サービス若しくは特別介護予防サービス若しくは特別介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス(以下この号において「基準該当居宅サービス」という。)を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第八十二条第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所、同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス(以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。)を行う事業所若しくは指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所の名称及び所在地

五 現に療養の給付又は入院時食事療

養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養若しくは訪問看護療養費に係る療養若しくは訪問看護ステーションの名称及び所在地
 6 第一項の者は、被保険者の資格喪失後療養の給付又は入院時食事療養費の給付、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは移送費の支給を受ける者の氏名又は住所の変更があつたとき

2 提出されたときは、遅滞なく、様式第十二号による特別療養証明書前項の者に交付しなければならない。
 3 第一項の者は、自己の選定する保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に特別療養証明書を出して受けるものとす。
 4 第一項の者は、被保険者の資格喪失後療養の給付又は入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは移送費の支給を受ける者がその給付又は支給を受けなくなつたときは、遅滞なく、特別療養証明書を保険者に返納しなければならぬ。
 5 前項の規定にかかわらず、特別療養証明書を返納すべき者が死亡したときは、その申請の際、特別療養証明書を保険者に返納しなければならぬ。ただし、埋葬料又は埋葬を受けた費用に相当する金額の支給を受けるべき者がないときは、埋葬を行った者において特別療養証明書を返納しなければならない。

は、五日以内に、その旨及び変更の年月日を記載した届書に特別療養証明書を添付して保険者に提出しなければならない。
 7 第四十九条第一項から第四項までの規定は、特別療養証明書について準用する。
第二節 傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給

第八十四条 傷病手当金の申請

法第九十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。
 一 被保険者の証の記号及び番号又は個人番号
 二 被保険者の業務の種類
 三 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日
 四 労務に服することができなかった期間
 五 被保険者が報酬の全部又は一部を受けることができるときは、その報酬の額及び期間
 六 傷病手当金が法第八十条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定によるものであるときは、障害厚生年金又は障害手当金の別、その額(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の支給を受けることができないときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)、支給事由である傷病名、障害厚生年金又は障害手当金を受けることとなつた年月日(当該障害厚生

生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができる)とき、当該障害厚生年金を受けることとなつた年月日及び当該障害基礎年金を受けることとなつた年月日並びに障害厚生年金を受けるべき場合において、個人番号又は基礎年金番号及び当該障害厚生年金(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金)の支給を受けることができる)ときは、当該障害厚生年金及び当該障害基礎年金(年金の種別及びその区分)を表す記号番号をいう。以下同一。

七 傷病手当金が法第八十条第五項ただし書の規定によるものであるときは、同項に規定する老齢退職年金給付(以下単に「老齢退職年金給付」という。)の名称、その額、当該老齢退職年金給付を受けることとなつた年月日、個人番号又は基礎年金番号及びその年金証書若しくはこれに準ずる書類の年金コード若しくは記号番号若しくは番号
 八 傷病手当金が法第九十条の規定によるものであるときは、受けることができるであつた報酬の額及び期間、受けることができなかった報酬の額及び期間、法第八十条第一項ただし書、第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により受けた傷病手当金の額並びに報酬を受けることができなかった理由
 九 労務に服することができなかった期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特別居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに

相当するサービス、地域密着型介護サービスに係る指定地域密着型サービス、特別地域密着型介護サービスに係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービスに係る指定施設介護サービス等、特別施設介護サービスに係る施設介護サービス、介護予防サービスに係る指定介護予防サービス又は特別介護予防サービスに係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けたときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 被保険者の疾病又は負傷の発生した年月日、原因、主症状、経過の概要及び前項第四号の期間に関する医師又は歯科医師の意見書

3 前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。

4 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を受けることが困難であるため療養費の支給を受ける場合においては、傷病手当金の支給の申請書には、第二項第一号の書類を添付することを要しない。この場合においては、第一項の申請書にその旨を記載しなければならない。

5 第一項の申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一 法第八十八条第三項の規定に該当する者 障害厚生年金(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の支給を受けることができる)ときは、当該障害厚生年金及び当該障害基礎年金。以下この号において同じ。

二 法第八十八条第四項の規定に該当する者 障害手当金の支給を証する書類

三 法第八十八条第五項の規定に該当する者 老齢退職年金給付の年金証書又はこれに準ずる書類の写し、その額及びその支給開始年月を証する書類並びにその直近の額を証する書類 法第八十八条第四項に規定する合計額が同項に規定する障害手当金の額に達したことに伴い傷病手当金の支給を受けるべきこととなった者は、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 障害手当金の支給を受けた日から当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至った日までの期間に係る第一項第四号に掲げる期間及びその期間に受けた報酬の日額に関する事業主の証明書

二 前号に規定する第一項第四号に掲げる期間に係る第二項第一号に掲げる書類

一 法第九十九条第二項(次条第一項の規定により読み替えて適用する場合)を含む。以下この条並びに次条第七項において同じ。

二 次条第二項から第四項までに規定する標準報酬月額がある場合、合併により消滅した健康保険組合、分割により消滅した健康保険組合若しくは分割後存続する健康保険組合又は解散により消滅した健康保険組合の名称及び当該各健康保険組合に加入していた期間

第六十六条第三項の規定は、第二項第一号及び第六項第二号の意見書について準用する。

第八十四条之二 (傷病手当金の額の算定)

一 被保険者(任意継続被保険者を除く。以下この条において同じ。)の資格を喪失した日以後に法百四条の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、法第九十九条第二項中「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは、「被保険者が任意継続被保険者を除く」の資格を喪失した日の前日」と、「被保険者が現に属する」とあるのは「被保険者であった者(任意継続被保険者を除く)が同日において属していた」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 法第九十九条第二項の標準報酬月額、法第二十三条第三項の規定に基づき合併し設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合が合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継したときは、当該健康保険組合が定めた標準報酬月額を含むものとする。

3 法第九十九条第二項の標準報酬月額、法第二十四条第五項の規定に基づき分割により消滅した健康保険組合が分割により消滅した健康保険組合又は分割後存続する健康保険組合の権利義務の一部を承継したときは、当該分割により消滅した健康保険組合又は当該分割後存続する健康保険組合が定めた標準報酬月額を含むものとする。

4 法第九十九条第二項の標準報酬月額、法第二十六条第四項の規定に基づき協会が解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継したときは、当該健康保険組合が定めた標準報酬月額を含むものとする。

5 法第九十九条第二項の標準報酬月額、同項に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する日以前の直近の継続した十二月内の期間において被保険者が現に属する保険者が管掌する健康保険の任意継続被保険者である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬月額を含むものとする。

6 法第九十九条第二項の標準報酬月額について、同一の月において二以上の標準報酬月額が定められた月があるときは、当該月の標準報酬額は直近のもの(同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限る。)とする。

争の防止又は解決を図るとともに、特定出産事故に関する情報の分析結果を体系的に編成し、その成果を広く社会に提供するため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、これらを適正かつ確実に実施することができるとする。

（出産手当金の支給の申請）

第八十七条 法第九十二条の規定により出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 出産の場合においては出産の予定年月日、出産後の場合においては出産の年月日（出産の日が産産の予定日後であるときは、産産の予定年月日及び出産の年月日）

三 多胎妊娠の場合にあつては、その旨

四 労務に服さなかつた期間

五 出産手当金が法第九十二条第二項ただし書の規定によるものであるときは、その報酬の額及び期間

六 出産手当金が法第九十二条の規定によるものであるときは、受けることができるはずであった報酬の額及び期間、受けることができなかつた報酬の額及び期間、法第九十二条第二項ただし書の規定により受けた出産手当金の額並びに報酬を受けることができなかつた理由

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 産産の予定年月日に関する医師又は助産師の意見書

二 多胎妊娠の場合にあつては、その旨の医師の証明書

三 前項第四号の期間に関する事業主の証明書

四 第八十二条第七項の規定は、出産手当金の支給の申請について準用する。

第九十二条第二項とあるのは「法第九十二条第二項において準用する法第九十二条第二項」とあるのは「法第九十二条第二項」とあるのは「第九十二条の二において準用する法第九十二条」とあるのは「第六項及び第七項」とあるのは「及び第六項」と、同項第二号中「一次」とあるのは「第八十七条の二において準用する次条」と読み替えるものとする。

二 第二項第一号の意見書には、これを証する医師又は助産師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。

三 同一の出産について引き続き出産手当金の支給を申請する場合においては、その申請書に第二項第一号の意見書及び同項第二号の証明書を添付することを要しない。

第六十六条第三項の規定は、第二項第一号の意見書及び同項第二号の証明書について準用する。

第八十七条の二 第八十四条の二第一項から第六項までの規定は、出産手当金の額の算定について準用する。この場合において、同条第二項及び第五項中「法第九十二条第二項」及び「同項」とあるのは「法第九十二条第二項において準用する法第九十二条第二項」と、同条第二項から第四項までの規定中「法第九十二条第二項」とあるのは「法第九十二条第二項において準用する」

法第九十二条第二項（第八十七条の二）において準用する第一項の規定により読み替へる場合を含む」と、同条第二項及び「同項」とあるのは「法第九十二条第二項において準用する」

法第九十二条第二項から第四項までの規定中「法第九十二条第二項」とあるのは「法第九十二条第二項において準用する」

法第九十二条第二項において準用する

法第九十二条第二項（第八十七条の二）において準用する第一項の規定により読み替へる場合を含む」と、同条第二項及び「同項」とあるのは「法第九十二条第二項において準用する」

法第九十二条第二項から第四項までの規定中「法第九十二条第二項」とあるのは「法第九十二条第二項において準用する」

法第九十二条第二項において準用する

法第九十二条第二項（第八十七条の二）において準用する第一項の規定により読み替へる場合を含む」と、同条第二項及び「同項」とあるのは「法第九十二条第二項において準用する」

法第九十二条第二項から第四項までの規定中「法第九十二条第二項」とあるのは「法第九十二条第二項において準用する」

法第九十二条第二項において準用する

法第九十二条第二項（第八十七条の二）において準用する第一項の規定により読み替へる場合を含む」と読み替へるものとする。

法第九十二条第二項から第四項までの規定に該当するに至つた場合の届出

第八十八条 傷病手当金の支給を受けるべき者は、法第九十二条第二項から第四項までの規定に該当するに至つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を保険者に提出しなければならない。

一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二 第八十四条第一項第六号又は第七号に掲げる事項

（法第九十二条第三項ただし書及び第五項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第八十九条 法第九十二条第三項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受けるべき障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づき障害基礎年金の支給を受けることができる）

と、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を三百六十で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

法第九十二条第五項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受けるべき

老齢退職年金給付の額（当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の額の合算額）を三百六十で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第三節 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬費及び家族出産育児一時金の支給

第九十条 第五十三条、第五十四条、第五十五条から第六十二条まで、第六十三条から第六十六条まで、第六十七条、第六十八条の二及び第六十九条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。この場合において、第五十三条及び第五十四条の規定中「被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号」とあるのは、「被保険者の被扶養者が法第九十条第二項第一号又は第二」と読み替へるものとする。

第九十一条及び第九十二条 削除

第九十二条 被保険者の被扶養者が第九十条において準用する第五十三条第一項、第五十四条、第六十三条第二項又は第六十五条第四項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合においては、法第九十条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。

第九十三条 被保険者の被扶養者が第九十条において準用する第五十三条第一項、第五十四条、第六十三条第二項又は第六十五条第四項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合においては、法第九十条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。

第九十四条 被保険者の被扶養者が第九十条において準用する第五十三条第一項、第五十四条、第六十三条第二項又は第六十五条第四項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合においては、法第九十条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。

第九十五条 被保険者の被扶養者が第九十条において準用する第五十三条第一項、第五十四条、第六十三条第二項又は第六十五条第四項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合においては、法第九十条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。

第九十六条 被保険者の被扶養者が第九十条において準用する第五十三条第一項、第五十四条、第六十三条第二項又は第六十五条第四項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合においては、法第九十条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。

第九十七条 被保険者の被扶養者が第九十条において準用する第五十三条第一項、第五十四条、第六十三条第二項又は第六十五条第四項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合においては、法第九十条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。

第九十八条 被保険者の被扶養者が第九十条において準用する第五十三条第一項、第五十四条、第六十三条第二項又は第六十五条第四項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合においては、法第九十条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。

第九十九条 被保険者の被扶養者が第九十条において準用する第五十三条第一項、第五十四条、第六十三条第二項又は第六十五条第四項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合においては、法第九十条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。

第一百条 被保険者の被扶養者が第九十条において準用する第五十三条第一項、第五十四条、第六十三条第二項又は第六十五条第四項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合においては、法第九十条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。

第一百零一条 被保険者の被扶養者が第九十条において準用する第五十三条第一項、第五十四条、第六十三条第二項又は第六十五条第四項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合においては、法第九十条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。

第一百零二条 被保険者の被扶養者が第九十条において準用する第五十三条第一項、第五十四条、第六十三条第二項又は第六十五条第四項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合においては、法第九十条第四項の規定によりその被保険者に支給すべき家族療養費は当該病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。